

## 寄附金控除（賛助寄附金）所得等控除制度のご案内

### 1 寄附者が個人の場合

個人が公益社団法人調布市体育協会へ寄附を行った場合には、寄附金年間合計総額（但し、総額が年間所得の40%まで）から2,000円を差し引いた金額が、その年の「所得」から控除され、所得税が軽減されます。

また、住民税についても、

[寄附金年間合計総額（但し、総額が年間所得の30%まで）－2,000円]×控除率について控除されます。

控除率は、都道府県が4%、市区町村で6%です。（なお、住民税での控除が適用されるには、自治体が条例で指定している場合に限りです。）

### 2 寄附者が法人の場合

法人が公益社団法人調布市体育協会へ寄附を行った場合には、法人税における通常の「一般損金算入限度額」（※1）とは別枠の「特別損金算入限度額」（※2）を上限として、以下の計算式で損金算入をすることができます。

なお、具体的な対応につきましては、国税庁ホームページを参照いただくか、お近くの税務署や税理士にお問い合わせください。

「損金算入限度額の計算方法」

（平成24年4月1日以降に開始される事業年度について適用されます。）

※1 「一般損金算入限度額」

$$\left[ \left( \text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.25\% \right) + \left( \text{所得の金額} \times 2.5\% \right) \right] \times 1/4$$

※2 「特別損金算入限度額」

$$\left[ \left( \text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.375\% \right) + \left( \text{所得の金額} \times 6.25\% \right) \right] \times 1/2$$

上記の※1、2の限度額は併用することができます。

### 3 控除を受けるための手続き

#### (1) 個人の場合

納税地の税務署にて確定申告をしてください。確定申告書を提出する際には、公益社団法人調布市体育協会の発行する「領収書」が必要になりますので、領収書は申告手続きまで大切に保管してください。なお、年末調整等では控除の適用はできません。

また、所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要ですが、所得税の確定申告をしない方は、市区町村に住民税の申告をしてください。

#### (2) 法人の場合

寄附支出日の属する事業年度の法人税の申告書提出の際に、申告書別表14(2)寄附金の損金算入に関する明細書を添付し、公益社団法人調布市体育協会の発行する領収書は、保管してください。